

原子力損害賠償に係る公開質問書

埼玉県

福島第一原子力発電所事故から3年が経過する現在においても、御社との賠償交渉はその全面解決の糸口が見つかからない状況にある。これ以上の時間と労力を費やすことには、県民の理解を得られない。

そこで、一刻も早い賠償問題の解決を図るため、県としての公開質問書と市町村及び一部事務組合からの意見・質問書の取りまとめを行った。

については、県、市町村及び一部事務組合からの117項目の意見・質問に対する御社の具体的な回答を平成26年3月31日（月）までに提出されるよう求める。

なお、平成25年5月20日の本県あての回答書に散見された「個別の事情に応じて必要かつ合理的な範囲で対応する」、「具体的な事情を伺って適切に対応する」といった形式的で曖昧な表現ではなく、明瞭な表現での回答をお願いします。

1 埼玉県からの意見・質問

(1)原子力損害賠償の基本的な考え方

①中間指針の限定的解釈について

中間指針第四次追補には「本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象にならないというものではない。」と記されており、御社としても、平成26年1月15日に認定された『新・総合特別事業計画』において「紛争審査会の指針に基づき速やかに賠償を行う」ことを表明しているところである。

御社はこれまで『地方公共団体さまへの賠償に係るご案内』において賠償範囲を狭く限定する考えを示してきたが、第四次追補に基づき、この『ご案内』は改められるべきではないか。

②政府指示等を要件とすることについて

御社は賠償の要件として政府指示等の有無をあげているが、県及び市町村等は国の出先機関ではなく当該地域の安全を確保しなくてはならない主体的立場にあり、その対応が被害の実情や背景に応じて異なるのは当然である。

県及び市町村等が取るべき放射線対策は、政府指示等の有無によって一律に定められるものではない。

政府指示等を賠償の要件とすることは改めるべきではないか。

原子力損害賠償紛争審査会の示した中間指針等は、被害者の迅速な救済を目指し訴訟を経由せずとも賠償されることが当然である被害の例、すなわち賠償範囲の最低限の目安を示している。

しかし、御社は、賠償の最低限の目安であるはずの中間指針等の内容を逆に捉え、賠償の上限に設定した独自の基準を作り、それ以外の請求には事実上応じないといった対応を取ってきている。

また、御社は、賠償の対象、範囲、期間及び根拠を政府指示等に求めているが、県及び市町村等は、政府指示等の有無をもって対策に取り組むわけではなく、自らが地域や住民の安全のために主体的に取り組んでいる。

このため、県及び市町村等が行っている放射線対策業務の対象、範囲、期間及び根拠は、地域によって異なることは当然である。

(2) 空間放射線量測定費用の賠償

地方公共団体が住民の不安・恐怖を緩和するために実施した空間放射線量測定について、調査目的の異なる航空機モニタリング結果や国の放射線モニタリングの見直しをもって賠償対象期間を平成23年12月31日までに限定する御社の考えは、実情や背景を無視した不誠実な対応と言わざるを得ない。

実情に応じた賠償対象期間に見直すべきではないか。

御社は、『地方公共団体さまへの賠償に係る案内（平成25年5月20日）』（以下、『平成25年5月案内』という。）において、地方公共団体が実施した空間放射線量測定の賠償期間を平成23年12月31日までに限定することを示した。その根拠については、「平成23年11月までに順次航空機モニタリングの結果が公表され、かつ12月の『放射線モニタリングの見直しについて』（文部科学省 平成23年12月22日）にて、急激な放射線の増加が今後は想定されないことが明記されているため、それ以降の検査は、基本的には不安・恐怖の緩和の手段として、必要かつ合理的な範囲にあたらぬ」としている。

しかし、文部科学省（現在は原子力規制委員会）が実施する放射線モニタリングは、福島第一原子力発電所周辺のモニタリングや全国モニタリングといった中長期的な視点から放射性物質の拡散状況を広域的に把握するものであり、住民の不安や恐怖を緩和するために県及び市町村等が行った空間放射線量測定とは目的が全く異なるものである。

国の『総合モニタリング計画』では、地方公共団体の役割について「国や原子力事業者等と連携のもと、地域に根ざしたモニタリングを実施し、国や原子力事業者と一体になって情報を発信」としている。また、「本計画は、関係府省及び自治体がそれぞれの行政目的に即して実施しているモニタリングの実施体制や内容を変更するものではなく、これまで行政目的に即して関係府省、自治体及び原子力事業者等が連携して進めているモニタリングについては、円滑かつ迅速に実施するよう十分配慮する。」と記されている。

県及び市町村等が実施している空間放射線量測定は、『当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針』（内閣府、文部科学省、環境省 平成23年10月21日）、『放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン』（環境省 平成24年3月）などにより進められている。

目的の異なる文部科学省の放射線モニタリングの見直しをもって、県及び市町村等が実施する空間放射線量測定の必要性を否定する御社の考えは見直すべきと考える。

(3) 学校等屋外プール水に係る検査費用の賠償

子供の安全や保護者等の不安を緩和するために行った学校屋外プール水に係る検査について、福島県内と同様の状況（校庭の空間放射線量の値が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上）にないと必要かつ合理的な範囲に当たらず賠償対象外であるとする御社の考えは、実情や背景を無視した不誠実な対応と言わざるを得ない。

全県域を対象に検査費用を賠償するよう改めるべきではないか。

御社は、『平成25年5月案内』において、学校屋外プール水検査の賠償対象区域を福島県内と同様の状況にあったと認められる場合に限定している。その運用においては校庭の空間放射線量の値が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上である場合とされているが、プール水中の放射性物質と空間放射線量には直接的な因果関係はなく合理性を欠いた判断根拠だと言わざるを得ない。

プール水中の放射性物質は、汚染された雨水や土壌等の混入が原因となるほかに、使用する水に由来することが考えられる。プール水には水道水が使用されることが多いが、水道水の水源は浄水場の立地や給水地区とは異なる遠方の山間部にある。このため、校庭の空間放射線量を基準に賠償対象区域を限るのは誤りである。

中間指針第二次追補においても「住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。」と示されている。少なくとも、平成23年度の学校屋外プール水の検査については、全県を対象に賠償すべきである。

(4) 学校給食等の検査費用の賠償

『平成25年5月案内』等において、学校給食等の検査費用について平成24年度までに限り事情に応じて必要かつ合理的な範囲で賠償対象とするところがあるが、「事情」とは具体的に何を指すのか明らかにされたい。

また、子供の安全・安心のため、県及び市町村等では学校給食等の検査を現在も継続している現状があるが、賠償対象期間を延長する考えはあるか。

学校給食の検査は保護者から最も強い要望のある項目であり、現在も継続して行っている。未だに汚染水の漏洩が発生している現状や、平成25年度の食品検査においても1,000件近い基準超過が確認され各地で出荷制限措置等が取られていることから、生徒や保護者の不安や恐怖は現在も解消されていない。

中間指針第二次追補において「住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。」と示されており、その解説では、「現存被曝状況や避難状況にある住民の放射線被曝に対する不安や恐怖は深刻であり、これらの不安や恐怖を緩和するため、地方公共団体及び教育機関が、子供を対象とした外部被曝線量の測定、日常的に摂取する食品の放射能検査等の対象を余儀なくされていることを考慮した。」とある。

『平成25年5月案内』において、「食品中の放射性物質に関する検査の実施状況等を踏まえ、原則として平成23年度までが賠償の合理的期間と考えておりますが、外部要因により十分な検査体制が整わなかった等のご事情を伺ったことを受け、子どもが日常的に摂取する学校給食等の特殊性も踏まえ平成24年度までに限り、ご事情に応じて必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。」と示している。

この「事情」とは具体的に何を指すか、平成24年度以降の検査費用を賠償する考えはあるか伺う。

(5) 人件費の賠償

通常時間内人件費については追加的費用が生じていないことから賠償の対象外とする御社の考えは、本来業務の縮小に伴う行政サービスの低下という県民負担を無視した議論である。

事故責任を踏まえ、通常時間内人件費も賠償するよう再検討すべきである。

同様に事故対応のための新設組織に係る人件費についても追加的費用が発生していないことから賠償の対象外との考えが示されているが、全庁的に見れば定数を削減した部署があるのであって、これも行政サービスの低下を招いている。

事故が発生しなければ、当然、事故対応のための新設組織は必要ないことから、過度の証拠資料は求めずに速やかに賠償するべきではないか。

御社は、通常時間内に事故対応に当たった人件費について、追加的費用が発生していないとして賠償の対象外としているが、県民にとっては本来業務における行政サービスの低下という損害が生じている。

御社は、『「押し出し時間外職員対応費」立証方法見直しについて』（平成26年1月31日）により、十分ではないが事実上、通常時間内人件費を賠償する方向性を示した。しかし、これはあくまでも御社が賠償対象とする業務に関する対応であり、賠償対象期間についても平成24年3月31日までとしている。これは、御社が賠償対象とする業務以外にも賠償対象業務を実施するための契約事務や住民説明など事故対応業務が生じている実態を無視した都合のよい考え方である。追加的費用が発生していないというが、県民にとっては本来業務の縮小という形の損害が発生していることは明らかである。

また、県及び市町村等が請求している原発事故後に新設した専門組織の人件費については、上記の見直しでは賠償対象とならない。新設組織は、事故原因者に代わって放射線測定などの安全確認や住民への周知等を専門に行ってきた。御社は、新設組織に係る人件費は追加的費用が生じていないから賠償の対象外との考えだが、全庁的に見ればその分の定数を削減した部署があるのであって、そこでは行政サービスの低下が生じている。事故が発生しなければ必要のなかった新設組織に係る人件費については、過度な証拠資料を求めずに速やかに賠償すべきと考える。

(6) 使用料減収分の賠償

本県が賠償請求している使用料減収分については、民間事業者と同様の立場で行う事業の営業損害であるにも関わらず、御社が基準とする地方財政法第6条の公営企業が実施する事業に該当しないとの理由から賠償交渉が進まない。

中間指針等において水道事業などの公営企業が賠償対象とされるのは、民間事業者と同様の立場で行う事業の例示に過ぎず、これを賠償の要件とする御社の考えは適切ではない。

公営企業に該当しない使用料減収分について賠償に応じる考えはあるか。

御社は、民間事業者と同様の立場で行う営業損害について地方財政法第6条の公営企業が実施する事業であることを賠償の前提要件としてきた。

県は、交渉の中で、この対応について中間指針の解釈に誤りがあると主張し、現在、要件の見直しについて検討いただいているところと認識している。

使用料減収分については、公営企業であるかどうかに限らず、賠償に応じる考えがあるかどうかを確認させていただきたい。

(7) 河川敷等の刈草の処分費用の賠償

河川敷等の刈草については、『高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について』（関東農政局消費・安全部長、生産経営流通部長 平成23年7月26日）により、堆肥化から焼却に処分方法を変更している。

処分の変更によって発生した追加費用は、賠償対象を政府指示等によるものと限る御社の基準に従うとしても賠償対象になると考えるがいかがか。

河川管理事業及び道路管理事業において発生した刈草等については、事故発生以前は堆肥化処分又は焼却処分していた。

『高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について』（関東農政局消費・安全部長、生産経営流通部長 平成23年7月26日）の通知によって、それまでの堆肥化処分ができなくなり、焼却処分への変更を余儀なくされた。

また、それまで焼却処分していたものについても、処分先の変更などに伴う追加費用が発生した。これらの追加費用は、『平成25年2月案内』において示された「賠償金のお支払い対象となるのは、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請に基づき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲になると考えております。」に合致するものとする。

交渉において刈草等の放射性セシウム濃度や当該地の空間放射線量を示す資料などの提出が求められているが、これらを提出するまでもなく速やかに賠償すべきものとする。

(8) 放射性物質検査のための施設改修費用の賠償

土壌中の放射性物質等を検査するために、ゲルマニウム半導体検出器を国費負担で設置したが、その際に必要となった検査室の改修については県費負担で実施した。

御社は、恒久的に使用できる建物改修費用は県資産の取得に当たり負担を余儀なくされた費用でないとの理由から賠償に応じないが、再検討する考えはあるか。

平成23年度環境放射能水準調査（文部科学省）により、県環境科学国際センターに土壌分析等を目的としたゲルマニウム半導体検出器が設置された。同センターにはゲルマニウム半導体検出器を設置し適切な放射能測定のできる検査室がなかったため、既存倉庫を検査室に改修することで対応した。この機器の購入は国費負担だが、検査室の改修に係る県費負担分が発生した。

原発事故が発生していなければ、検査室の改修費用は不要であり、使用していた倉庫を廃止する必要もなかった。「恒久的に使用できる建物改修費用は県資産の取得に当たり負担を余儀なくされた費用ではない」とする御社の考えは、こうした実情から納得できるものではない。

(9) 除染費用の賠償

放射性物質汚染対処特別措置法第36条で規定する汚染状況重点調査地域における除染実施計画に基づかない局所的汚染箇所の除染費用について、賠償に応じようとする理由を明らかにされたい。

放射性物質汚染対処特別措置法第36条の汚染状況重点調査地域において除染実施計画に基づく除染等の措置については、国が地方公共団体に対して財政上の措置を講じている。一方、同計画に基づかない局所的汚染箇所の除染には財政支援措置がなく、地方公共団体が費用を負担している。

局所的汚染箇所の除染は、『当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針』（内閣府、文部科学省、環境省 平成23年10月21日）、『放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン』（環境省 平成24年3月）等に基づき対応している。対応方針では、「周辺より放射線量の高い箇所を地方公共団体が発見した場合、・・・可能な範囲で除染を行うことを要請する」とされている。

また、対処ガイドラインの適用について、「市町村等が汚染状況を重点的に調査し局所的汚染箇所が発見された場合における対処方法の検討に活用されることを想定している」、「汚染状況重点調査地域以外の市町村で活用されることを念頭に作成した」といったことが示されている。

つまり、局所的汚染箇所の除染は、県及び市町村等が国の示した方針に従って実施したもので、御社自身が賠償対象かどうかを判断する重要な基準としている政府指示等による対応にほかならない。

さらに中間指針第二次追補では、「本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。」と示されている。

以上から局所的汚染箇所の除染は賠償対象とすべきと考える。

(10) 乳児向けペットボトル水購入費用の賠償

水道水からの放射性物質検出に起因して購入した乳児向けペットボトル水について、御社では実際に摂取制限となった水道事業者のみを賠償の対象としている。

これは、放射性物質が放出され続け、摂取制限値を超過する放射性物質がいつ検出されるかわからず、ペットボトル水の需給がひっ迫していた平成23年3～4月当時の状況が無視している。

賠償基準を改める考えはあるか。

水道水からの放射性物質検出に起因して購入したペットボトル水の損害賠償について、御社では、『福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について』（平成23年3月19日付け健水発0319第2号）及び『乳児による水道水の摂取に係る対応について』（平成23年3月21日付け健水発0321第2号）に基づく摂取制限値（放射性ヨウ素300Bq/kg（乳児は100Bq/kg）、セシウム200Bq/kg）を実際に超過した水道事業者であることを賠償に応じる条件としている。

当時は放射性物質の放出による土壌、河川、地下水の汚染が続いている状況下にあった。企業局においても、いつ摂取制限値を超える放射性物質が検出されるかわからない状況で、それに備えてペットボトル水を購入し、受水団体に配布することは当然の対応であった。

また、当時はペットボトル水の需要が急増し、在庫がほとんどなくなる状況であり、摂取制限値を超過してから調達するのでは、対応に遅れが生じることは明らかであった。

実際に摂取制限値を超える放射性物質が検出された場合のみを損害として認めるという御社の賠償基準は、当時の状況が無視したものであり、改めるべきと考える。

(11) 浄水場での活性炭投入費用の賠償

水道水の安全性確保、水道利用者の不安解消のために使用した活性炭の投入費用について、平成23年6月30日までに限定する御社の考えは、実情や背景を無視した不誠実な対応と言わざるを得ない。

実情に応じた賠償対象期間に見直す考えはあるか。

御社は、水道水における放射性物質対策検討会が平成23年6月21日に公表した『水道水における放射性物質対策中間とりまとめ』（以下、『中間とりまとめ』という。）を根拠に「平成23年7月以降の活性炭投入に係る費用は、弊社事故と相当因果関係が認められないため、賠償対象外とさせていただいております。」と企業局に回答した。

県営水道の浄水は、放射性ヨウ素が平成23年5月9日以降、放射性セシウムは平成23年8月16日以降に検出されていないが、これは低減対策として『中間とりまとめ』で効果を認めている活性炭を連続注入していた測定結果であり、活性炭の注入を停止した場合には、放射性物質が検出される可能性があった。原水中の放射性物質濃度が十分に把握できていない状況下では、水道水の安全性や水道利用者への安心を保障するためには、活性炭の注入を停止できるものではなかった。

御社は「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」ことを「ステップ2」とする目標を設定していたが、この「ステップ2」が完了したのは平成23年12月16日（首相官邸発表）であり、それまでの間は放射性物質の放出が十分に管理しえない状況にあった。

『中間とりまとめ』においては「浄水処理工程における粉末活性炭の投入等の放射性物質対策を実施する必要が生じた原因は、福島第一原子力発電所事故にあることは明白であり、水道料金で賄うべき水道法の規定に基づく水質管理とは異なるものとして対処すべき。」としており、事故責任者である御社が、少なくとも「ステップ2」が完了した時点までの活性炭投入について賠償すべきであると考えているがいかがか。

(12) 下水道事業費用の賠償

副次産物の保管・処分に係る追加的費用として、下水道事業を実施する際に生じた、混合設備の概略設計業務委託料及び副次産物保管作業時に使用する集塵機のリース代について、「建設に至っていない」「資産に当たる」などとして賠償に応じない御社の姿勢は極めて遺憾である。

改めて賠償に応じない理由を文書で回答していただきたい。

下水処理に伴い発生する汚泥焼却灰については、従来、セメント原料としてリサイクル処分していた。事故後は、焼却灰から放射能が検出されたためリサイクル処分を断られ、場内保管せざるを得なくなった。

処理場の限られた敷地に保管した焼却灰は膨大な量となり、下水道業務の継続は危機的な状況であった。日々、排出される焼却灰の対応に追われる中で、県民が下水道を継続して使用できるよう、全国の処分業者に直接問い合わせたり、国へ働きかけてきたが、有効な対策が見出せなかった。やむなく、下水道処理の停止という最悪の状況を回避するため、焼却灰を処分するための設備設計の委託業務を発注することとなった。結果的に、その後、当方の働きかけにより、焼却灰の一部を最終処分に出せるようになったため、その設備は建設に至っていないが、このことを理由に御社は設計委託に要した費用の賠償に応じていない。

しかし、県にとって設計委託料の支出は事故対応上必要だった現実の負担であり、御社の主張は誤りである。さらに、御社は、仮に建設した場合に資産になるということも賠償に応じない理由にあげるが、この設備は流域下水道事業の通常業務には必要のない資産である。

しかも下水道施設内にあるために将来売却することもできない。したがって、単に会計処理上の資産に当たるということで賠償対象に当たらないということにはならない。

また、場内保管のためフレコンバッグに詰め込む作業が必要となり、作業員の手作業で実施せざるを得なくなった。作業現場は密封された空間の中、乾燥した焼却灰が舞っており、作業員は粉塵濃度が高い状況下での作業を強いられた。こうした状況において、労働安全衛生規則上集塵装置の設置が必要となったものであり、事故と集塵装置の設置との間には相当因果関係が認められると考えているが、賠償に応じない理由は何か、納得のいく回答を求める。